

「ウーマンワークカフェ北九州開設5周年記念事業」選定委員会 審査要領

厚生労働省福岡労働局、福岡県、北九州市が実施する上記事業の業務委託について、この審査要領に基づき、選定委員会を開催し、採否等について審査をします。

(審査基準)

第1条 審査は、別紙に掲げる項目に関して行うものとする。

2 各評価項目は、委員1人あたり100点とする。

(審査評価・採択)

第2条 審査は、第1条に定める評価項目の各配点に応じた評価を選定委員が行うものとする。

2 前項の基準により算出された評価点を基に総合的な評価を行い、最終的な採択案件を決定する。

(選定委員会)

第3条 審査は北九州市が設置する「ウーマンワークカフェ北九州開設5周年記念事業」選定委員会にて行う。

2 第2条に規定する評価方法において、最高点を獲得した事業者が2者以上あるときは、見積金額が低額の者とする。

3 提案事業者が1社のみの場合、合計評点が6割を超えていることを選定の基準とする。

4 選定委員会は、北九州市が招聘するものとし、全委員の過半数の出席をもって成立とする。

(審査票様式)

第4条 審査票の様式は、様式1のとおりとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるほか、必要な事項は別途厚生労働省、福岡県、北九州市で定める。

付 則

この要領は令和3年6月24日より施行する。